

2011年（平成23年）11月22日

大阪地方裁判所長 吉野孝義 殿

大阪弁護士会

会長 中本和洋

要通訳事件における法廷通訳の充実に関する要望書

要通訳事件においては、被告人の権利の保障、ひいては公正な裁判のために、通訳の質を確保し、裁判において適切な通訳がなされることが不可欠であることは言うまでもありません（「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第14条第3項(a)(f)）。

当会では、過去約2年間において要通訳事件の裁判員裁判を経験した弁護士・通訳人多数からヒアリングを行い、要通訳事件の実情の把握に努めてまいりました。

その結果を踏まえ、法廷通訳の一層の充実のため、貴庁に対し、以下の方策を採られるよう要望いたします。

第1 要望の趣旨

1 裁判における適正な通訳を確保するための方策

- (1) 裁判員裁判やその他審理に長時間を要する事件等については、必ず通訳人を複数選任するとともに、複数選任に際しては、先に選任された通訳人に、他の通訳人の選任について意見を述べる機会を与えられたい。
- (2) 被告人の出頭の有無にかかわらず、通訳人が公判前整理手続に出席する機会を与えられたい。

2 通訳の質を確保するための方策

- (1) 通訳人名簿に登録する際に、通訳人の通訳する能力のチェックを厳格に行われたい。
- (2) 通訳人名簿に登録された通訳人を対象として、刑事裁判制度に関する理解を深めるための研修を実施されたい。
- (3) 通訳人に対し、通訳人に対する給付の内訳を明らかにされたい。

第2 要望の理由

1 裁判における適正な通訳を確保するための方策について

- (1) 裁判員裁判やその他審理に長時間を要する事件等については、必ず通訳人を複数選任するとともに、複数選任に際しては、先に選任された通訳人に、他の通訳人の選任について意見を述べる機会を与えられたい。

ア 法廷での審理に長時間を要する事件や、集中審理を要する事件、特に裁判員裁判では、連日、長時間にわたる集中審理が実施されることにより、法廷通訳人にかかる負担は、極めて大きいことが指摘されています。

このため、通訳人の疲労によって、通訳の内容の正確度が落ちる可能性、ひいては誤訳の危険が生じる可能性があります。

また、裁判員裁判では、証拠調べ手続きから近接した時間に、論告及び弁論が予定されることが多く、論告及び弁論等の書面の翻訳作業のための十分な時間が確保できないことにより、通訳人が徹夜で作業をせざるを得ないなど、大きな負担となっているという実態があります。

そこで、裁判員裁判の要通訳事件においては、原則として通訳人を複数選任されたいということは、従前より申し上げているとおりです。

イ これに対し貴庁は、平成22年度の司法事務協議会において、通訳人の複数選任には、メリットもあるがデメリットもある旨の発言をされました。

この際、貴庁は、複数選任のデメリットの具体的内容として、①通訳人の能力が均一でない場合に、通訳人がやりにくい、②通訳人同士の相性の問題、③通訳人間の役割分担について、必ずしも通訳人同士で意見が一致しない、という点を挙げられました。

ウ 確かに、実際、当会が相当数の通訳人に対して行ったヒアリングにおいても、「相性の合わない通訳人と一緒にやるくらいなら1人でやった方がましだ。」「他方の通訳人の能力が自分より下の場合、結局、全部自分が気を遣い続けなければならなくなる。それだったら、1人でやっても同じだ。」「あまり親しくない人の場合、誤訳だと思っても指摘しにくい。」「相手との相性や能力の差のため、場合によっては、冒頭陳述・論告弁論・判決書などの翻訳まで自分1人にのしかかってきてしまう。」等々の意見が寄せられました。

このような理由から、複数選任を断る通訳人の数も予想以上にのぼるようです。しかし、長期間に及びかつ連日的開廷がなされる要通訳事件の裁判員裁判においては、通訳人が複数選任されるべきことは、上述のとおり明らかです。通訳人同士の相性（人間関係）に配慮する余地、通訳人を1人しか選任せず、その結果、通訳の正確度が落ちたり、その場での誤訳の訂正を困難にするようであれば、被告人の権利の保障がないがしろとなり、本末転倒の結果を招いてしまいます。

エ 上記のようなデメリットは、先に選任された通訳人に、他の通訳人を誰にすべきかについての意見を述べる機会を付与することによって相当程度解消可能と考えられます。

そこで、上記デメリットを解消して、通訳人の過剰な負担を軽減し、裁判における適正な通訳を確保するために、裁判員裁判やその他審理に長時間を要する事件等については、必ず通訳人を複数選任したうえで、複数選任に際しては、先に選任された通訳人に、他の通訳人の選任について意見を述べる機会を与えられるよう強く要望いたします。

(2) 被告人の出頭の有無にかかわらず、通訳人が公判前整理手続に出席する機会を与えられたい。

ア 被告人が公判前整理手続に出頭しない場合には、通訳の必要がないことから、通訳人は当然には公判前整理手続に出席を認められていないのが実情であると、当会では把握しております。

イ しかし、この点も今さら申し上げるまでもないかも知れませんが、通訳というものは、単にある言語による発言を他の言語による発言に「1対1」的に置き換えるという機械的作業ではありません。その発言のなされた状況の全体を把握した上で、その文脈の中でその発言がどのような意味をもっているかを理解し得て初めて、他の言語における適切な表現に置き換えることができる（逆に言えば、その発言が全体の中でどういう位置づけ・意味合いでなされたのかを理解できなければ他の言語に置き換えることはできない）という、極めて複雑かつ総合的な知的営為です。

従って、適切な通訳を求めるためには、通訳人が事前に当事者双方の主張の概要、争点、証拠（証人）の登場する時間的順序等々をある程度理解しておくことが不可欠です。このような事前の準備がなければ、適切な通訳を行うことができず、被告人の権利の保障が十分果たされないこととなり、ひいては公正な裁判の実現も危ういものとなります。

そこで、通訳人にも、審理計画を把握し、自らの準備を調整していただく必要があります。また、特に専門家証人が採用される場合等には、通訳人としても、事前に専門用語について調べる等、通常に倍する準備が必要であると言われてしています。

ウ　そこで、被告人の出頭の有無にかかわらず、通訳人が公判前整理手続に出席する機会を与えられるよう、要望いたします。

なお、他庁では、被告人は不出頭であったにもかかわらず、裁判所から、「通訳人の意見を聞きたい、手続きの流れを通訳人にも把握してほしい」などの理由から、通訳人に対し公判前への出頭を求めた例があります。当然ながら、この場合には、旅費と日当は支払われたとのことです。

2 通訳の質を確保するための方策について

(1) 通訳人名簿に登録する際に、通訳人の通訳する能力のチェックを厳格に行われたい。

ア　通訳の質の確保という点につき、貴庁からは、平成22年度の司法事務協議会において、通訳人名簿に登載する際には、通訳人との面接を実施し、経歴等を聴取して、通訳人が名簿登載に相当である通訳する能力を有しているか否かの判断をしている、とのご説明をいただきました。また、名簿登載後は、まずは単独事件の比較的単純な事案を担当してもらい、1件ずつ実績を重ねてもらって、裁判所としても当該通訳人の能力の把握に努め、通訳人のセミナー等への参加状況も考慮している、とのご説明もいただきました。

イ　当会としては、引き続き、上記のようなご尽力に加え、通訳人名簿に登録する際、通訳人の通訳する能力のチェックを一層厳格に行って、

通訳の質の確保にすための方策をとられるよう、要望いたします。

- (2) 通訳人名簿に登録された通訳人を対象として、刑事裁判制度に関する理解を深めるための研修を実施されたい。

ア 刑事裁判という特殊な場においては、日常会話では使用されない専門用語が多数用いられます。そのような専門用語について、通訳人が、事前に最低限度の知識を有しておくことは、通訳人を介して専門用語を理解する被告人にとって、非常に大きな意義を有すると考えます。また、刑事裁判手続の一般的な概要を、通訳人が事前に把握しておくことは、同じく、通訳人を介して手続を理解する被告人にとって、大変有意義であると考えます。

イ そこで、通訳人名簿に登録された通訳人を対象として、刑事裁判制度一般に関する知識及び理解を深めるためのよりいっそう充実した研修を実施されるよう、要望いたします。

- (3) 通訳人に対し通訳人に対する給付の内訳を明らかにされたい。

ア 法廷通訳の通訳人に対する給付の基準については、「裁判所が相当と認めるところによる」(刑事訴訟費用等に関する法律第7条)との定めがあるのみで、実際にも、統一的な基準は定められていないのが実情であると把握しております。

イ これに対しては、極めて多数の通訳人から、基準が全く不透明であり、通訳に伴う作業に対する正当な対価が支払われているのか疑問であるとの指摘があります。例えば、ある二つの事件を比べたときに、作業量や、出頭時間等がほぼ同様であるにもかかわらず、報酬額が大きく異なったという指摘が複数あります。

ウ 正当な対価が支払われていないのではないか、という疑問がぬぐえなければ、通訳人の作業に対するモチベーションを下げることにもな

りかねず、ひいては、通訳の正確性等が低下して、被告人の権利の実現の妨げになる危険性を否定できません。

法廷通訳人の経済的基盤を確保し、安定化することは、優秀な通訳人を法廷通訳人として確保するために必要不可欠です。そしてその前提として、適正な通訳料や費用等が支払われることはもちろん、上記のように、統一的な基準が存在しないと考えられる以上は、少なくともその給付の内訳（通訳料、旅費、日当、宿泊料、その他の費用の別やそれぞれの算出方法等）が、すべての通訳人に対して明らかにされる必要があります。

エ そこで、通訳人に対し、通訳人に対する給付の内訳（通訳料、旅費、日当、宿泊料、その他の費用の別やそれぞれの算出方法等）を明らかにされることを要望いたします。

以上